札幌圏都市計画地区計画の変更(札幌市決定)

【決定番号第65号】

決定 平成 5 年 9 月 14日 (告示第 724号) 変更 平成 8 年 3 月 29日 (告示第 313号)

平成12年9月18日 (告示第1044号)

令和元年8月31日 (告示第4727号)

都市計画東区東部地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名称	東区東部地区地区計画
位置	札幌市東区東苗穂8条1丁目の一部ほか及び伏古13条3丁目の一部ほか
区域	計画図表示のとおり
面積	69.0 ha
地区計画の目標	当地区は、本市の都心部より北東約8kmに位置し、北東、南東及び南西側は既成市街地に接している平坦地であり、組合施行の土地区画整理事業により宅地開発が行われた。 そこで、本計画では、当該事業の事業効果の維持・増進を図り、事業後に予想される建築物の用途の混在や敷地の細分化などによる居住環境の悪化を未然に防止し、緑豊かでうるおいのある良好な住宅市街地の形成を図ることを目標とする。
区域の整備・開発及び保全に関する方針出地利用のの	当該土地区画整理事業の土地利用計画を基本としつつ、当地区を次の6地区に細区分し、それぞれの地区にふさわしい適正な土地利用を図る。 1 低層一般住宅地区 専用住宅のほかに小規模な店舗・事務所を兼ねる住宅等が立地できる地区とする。 2 低層一般住宅A地区 地区内の住民の利便性に配慮し、住宅のほかに小規模な店舗等も立地できる地区とする。 3 一般住宅地区 都市計画道路「東苗穂13条通」に面する街区であり、かつ、低層住宅地にも接していることから、店舗・事務所等と住宅が協調できる地区とする。 4 集合住宅地区 都市計画道路「苗穂通」に面する街区であり、集合住宅を主体に周辺の交通機能にも配慮した合理的な土地利用が図られる地区とする。 5 沿道地区 幹線道路の沿道にふさわしい土地利用と良好な街区の形成が図られる地区とする。 6 近隣センター地区 都市計画道路「丘珠空港通」と都市計画道路「苗穂通」が交差する地区にあることから、地区内の中心的な街区にふさわしい土地利用と良好な街区の形成が図られる地区と

	T			
区	地区施設の整備の方針			
域	TE MI -> 73 E1	C SPIEDABA S MIE SARIT PARE E O O		
\mathcal{O}	建築物等の	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように		
整	整備の方針	定める。		
備		1 住宅市街地としての環境保全と商業その他の業務施設等の適正な配置がなされる		
		よう、それぞれの地区の土地利用にふさわしい「建築物等の用途の制限」を定める。		
開		│ │ 2 一般住宅地区にあっては、住宅と店舗との協調が図られるよう、「建築物の容積		
発		 率の最高限度」を定め、更に一般住宅地区及び集合住宅地区にあっては、日照・通		
及		風や建築物周辺に必要な空地を確保するため、「建築物の建蔽率の最高限度」を定		
び		める。		
保		 3 低層一般住宅地区、低層一般住宅A地区、一般住宅地区及び集合住宅地区にあっ		
全		 ては、北国としての良好な住環境の形成に必要な敷地を確保するため、又、沿道地		
に		区及び近隣センター地区にあっては、健全な商業業務その他の機能の確保を図るた		
関		め、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。		
す		4 うるおいとゆとりのあるまちなみを形成するため、敷地の道路に面する部分には		
る		生け垣、樹木等の植栽による緑化が図られるよう、また、買物等の駐車スペースを		
方		確保するため、「建築物の壁面の位置の制限」を定める。		
針		5 一般住宅地区にあっては、住宅と店舗等との協調を図るため、「建築物の高さの		
		最高限度」を定める。		
		6 「建築物等の形態又は意匠の制限」として、落雪・たい雪のスペースを確保し、		
		快適な冬の生活環境の確保が図られるよう、屋根の形態の制限を定める。		
		7 宅地の緑化推進の効果を高め、緑を通じてへい越しに会話のできる開かれた明る		
		いまちとするため、低層一般住宅地区、低層一般住宅A地区、一般住宅地区及び集		
		合住宅地区にあっては、「垣又はさくの構造の制限」として、へいの高さの制限を定		
		める。		
	ファルルルキ			
	_ ,_ ,,,	地区の整備・良好な住環境を形成するため、宅地の地盤面は周囲の生活環境を損		
	開発及び保全	全に関する方針 なわない高さとする。		

2 地区整備計画(その1)

	名 東区東部地区						
	Į	区 域		計画図表示のとおり			
	Ī	面積		59.6 ha			
	建築	地区の	名称	低層一般住宅地区	低層一般住宅A地区	一般住宅地区	
1	物	区分	面積	38.0 ha	12.5 ha	0. 5 ha	
	関する事	建築物途の制	7等の用 限			次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二 (い)項に掲げるもの (2) 店舗又は事務所 (これらの用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるものを除く。)	
項 3		建築物の容積率の最高限度				10分の10	
		建築物 率の最	7の建蔽 高限度			1 0分の5	
		建築物の敷地 面積の最低限 度		1 8 0 m²	$1~8~0~ ext{m}^2$	1 8 0 m²	
			の壁面	1 道路境界線(隅切部分を除く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面までの距離の最低限度は1.5mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であること。	道路境界線(隅切部分を除く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面までの距離の最低限度は1.5mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であること。	1 敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱 (以下「外壁等」という。)の面までの距離の最低限度 は、道路境界線(隅切部分を除く。)からの距離にあっ ては1.5m、隣地境界線からの距離にあっては1mとす る。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又 は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、 この限りでない。	

ယ

	Г	•	۰	
-	۰		-	

		低層一般住宅地区	低層一般住宅A地区	一般住宅地区		
建築物等に関する	建築物の壁面の位置の制限	(2) 外壁等の中心線の長さの合計が4m以下であること。 2 前項の規定にかかわらず、3戸以上の長屋、3戸以上の共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物にあっては、敷地境界線から外壁等の面までの距離の最低限度は、道路境界線(隅切部分を除く。)からの距離にあっては3m、隣地境界線からの距離にあっては2mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が前項各号の一に該当する場合には、敷地境界線から外壁等の面までの距離の最低限度は1mとする。	(2) 外壁等の中心線の長さの合計が4m以下であること。	(1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であること。 (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4m以下であること。 2 前項の規定にかかわらず、3戸以上の長屋、3戸以上の共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物にあっては、敷地境界線から外壁等の面までの距離の最低限度は、道路境界線(隅切部分を除く。)からの距離にあっては3m、隣地境界線からの距離にあっては2mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が前項各号の一に該当する場合には、敷地境界線から外壁等の面までの距離の最低限度は1mとする。		
事項	建築物の高さ の最高限度			1 2 m		
	建築物等の形 態又は意匠の 制限	建築物の屋根は、敷地の道路側に屋根からの落雪及び たい雪に必要な空地を有する場合を除き、道路側に傾斜 する形態としてはならない。	建築物の屋根は、敷地の道路側に屋根からの落雪及び たい雪に必要な空地を有する場合を除き、道路側に傾斜 する形態としてはならない。	建築物の屋根は、敷地の道路側に屋根からの落雪及ひたい雪に必要な空地を有する場合を除き、道路側に傾斜する形態としてはならない。		
-	垣又はさくの 構造の制限	へいの高さは1.2m以下とする。ただし、生け垣はこの限りでない。	へいの高さは1.2m以下とする。ただし、生け垣はこの限りでない。	へいの高さは1.2m以下とする。ただし、生け垣はこの限りでない。		
	備考	用語の定義及び面積、高さ等の算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。				

5

2 地区整備計画(その2)

	地区	名称		沿 道 地 区	近隣センター地区
	の 区分	面積	1. 7 ha	5. 7 ha	1. 2 ha
建築物等に関する事項	建築物は途の制度		次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿(これらの一部を建築基準法施行令第 130 条の3各号に掲げる用途に供するものを含む。) (2) 学校、図書館、集会所その他これらに類するもの(3) 病院又は診療所 (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの(5) 老人福祉施設、保育所、児童厚生施設、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 第2号から前号までの用途に供する建築物で、かつ、居住の用を兼ねるもの	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (建築物の一部を住宅の用途に供するもの及び3戸以上の長屋を除く。) (2) ホテル又は旅館 (3) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	
	建築物の建蔽 率の最高限度		10分の4		
	建築物 面積の: 度		2 0 0 m²	1 8 0 m²	$3~0~0~\mathrm{m}^2$
	建築物の位置の		道路境界線 (隅切部分を除く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱 (以下「外壁等」という。)の面までの距離の最低限度は3mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、道路境界線から外壁等の面までの距離の最低限度は1mとする。 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であること。 (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4m以下であること。	1 道路境界線(隅切部分を除く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面までの距離の最低限度は1.5mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であること。 (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4m以下であること。 2 前項の規定にかかわらず、3戸以上の長屋、3戸以上の共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物	1 都市計画道路「丘珠空港通」の道路境界線(隅切部分を除く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面までの距離の最低限度は3mとする。 2 前項の道路を除く道路境界線(隅切部分を除く。)から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は2mとする。 3 前2項に定められた限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、前2項にかかわらず道路境界線から外壁等の面までの距離の最低限度は1mとする。

建		集合住宅地区	沿 道 地 区	近隣センター地区
築物等に関する	建築物の壁面の位置の制限		にあっては、道路境界線(隅切部分を除く。)から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は3mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が前項各号の一に該当する場合には、道路境界線から外壁等の面までの距離の最低限度は1mとする。	(1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが 2.3m以下であること。 (2) 外壁等の中心線の長さの合計が 4m以下であること。
事項	建築物等の形 態又は意匠の 制限	建築物の屋根は、敷地の道路側に屋根からの落雪及び たい雪に必要な空地を有する場合を除き、道路側に傾斜 する形態としてはならない。	建築物の屋根は、敷地の道路側に屋根からの落雪及び たい雪に必要な空地を有する場合を除き、道路側に傾斜 する形態としてはならない。	建築物の屋根は、敷地の道路側に屋根からの落雪及び たい雪に必要な空地を有する場合を除き、道路側に傾斜 する形態としてはならない。
	垣又はさくの 構造の制限	へいの高さは 1.2m以下とする。ただし、生け垣はこの限りでない。		
	備考	用語の定義及び面積、高さ等の算定方法については、建	築基準法及び同法施行令の例による。	

の 理 由

用途地域等の見直しに伴い、用途地域指定の趣旨を踏まえた土地利用の誘導を図るため、地区の区分を変更するものである。また、あわせて所要の規定整理を行うものである。